

電子納品対象工事特記仕様書

- 1 本工事は電子納品の対象工事とする。
- 2 実施内容は成果品の電子化であり、以下のとおりとする。
 - (1) 工事写真について、電子媒体で納品する。
 - (2) C A D発注図面（SFC 又は P21 形式）の提供がある場合には、完成図面についても C A Dデータを作成し、電子媒体で納品する。
 - (3) その他、監督職員の指示するもの。
- 3 本業務の電子納品に係る管理番号は R8STKG02GESUI(半角大文字)とする。
- 4 電子納品の対象となる成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」に基づくこととする。特に写真帳及び C A D図面の作成に当たっては、それぞれ、「デジタル写真管理基準（案）」及び「C A D製図基準（案）」に基づく。
- 5 電子納品対象成果品の提出部数については、電子媒体（C D－R）2部とする。
- 6 請負人は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。
- 7 その他、電子納品に関する詳細な取り扱いについては、受発注者協議のうえ、発注者の指示に従うこととする。